

令和4年11月24日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長 伊 場 勇

審査結果報告書

令和4年8月29日付けで調査請求のあった件について、山陽小野田市議会政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。なお、審査の経過と附帯意見は別紙のとおりです。

調査請求の対象となった議員の氏名	森山喜久
調査請求の対象となった事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号
調査請求の対象となった事由の内容	自治会長在職中に不適切な会計処理疑惑
審査結果	<p>本調査請求は、政治倫理条例に基づく調査請求として適さない。</p> <p>【理由】</p> <p>政治倫理条例の目的は、政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員がその権限や地位を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることを防止することである。一般的な倫理と政治倫理は、明確に区別すべきものであることから、そもそも政治倫理条例に基づく調査請求には適さない。</p>

政治倫理審査会における審査の経過

1 審査会の設置

山陽小野田市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和4年8月29日に3名の議員の連署で調査請求書の提出があり、条例第6条の規定により、議長は、令和4年9月12日に審査会を設置し、次の8人の議員を審査会の委員に任命した。

伊場勇議員、大井淳一郎議員、奥良秀議員、
中岡英二議員（10月12日付けで藤岡修美議員と交代）、
中島好人議員、宮本政志議員、矢田松夫議員、吉永美子議員

2 審査の目的

森山喜久議員が自治会長在職中に不適切な会計処理を行った疑いがあり、そのことが政治倫理基準である「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと」に該当するかどうかについて、本条例に照らし審査するものである。

3 審査の経過

【第1回審査会】

令和4年9月12日（月）、全委員出席のもと第1回審査会を開催し、条例施行規程第4条の規定により、審査会の会長に伊場勇委員、副会長に中島好人委員が互選された。

【第2回審査会】

令和4年10月3日（月）、全委員出席のもと第2回審査会を開催し、まず、条例第7条第1号に規定する調査請求の適否について審査した。調査請求書に記載された調査請求の対象となる事由については、自治会長の職務についての疑惑であり、政治倫理の問題ではないのではないかという意見はあるものの、多くの市民を巻き込んだ案件であることを鑑み、本調査請求については、適とした。次に、条例第7条第2項の規定により、政

治倫理審査会委員でもある請求者の矢田松夫議員、中島好人議員から、調査請求書の内容についての説明を受け、質疑応答を行った。

なお、後日、この度の調査請求に添付された資料について、公開されることを承諾していない旨の申し立てがあったことから、該当部分の記録については黒塗りとすることになった。

【第3回審査会】

令和4年10月14日（金）、全委員出席のもと第3回審査会を開催した。審査会の冒頭、令和4年10月12日付けで中岡英二委員が辞職し、同日付けで藤岡修美委員が政治倫理審査会委員に任命されたことが報告され、その後、追加資料である申立書について審査した。

この申立書は、本調査請求に先立ち、同内容の調査請求書が8月22日に提出され、同月26日に取り下げられているが、その元請求代表者から提出されたものであり、以下の点が記載されていた。

- ①政経ジャーナル8月号外と10月号外2の文書内の元請求代表者の発言は全て事実であることを確認しており、自治会内で森山喜久議員の問題は全て解決していること。
- ②本調査請求書に添付されている対象となる事由を証する資料は、公にすることを了承していないので、勝手に使用しないこと。
- ③今後、一切の問合せを断ること。

この申立書の審査の結果、承諾を得ていない資料は、法人その他団体に関する情報を保護する観点から、審査会において使用しないことを決定した。

次に、森山喜久議員から事情の聞き取りを行った。聞き取りの冒頭に、森山喜久議員から、このような事態にまでなってしまったことは、自らの自治会長としての職務怠慢であり、また、それを正直に認めなかったためである。自治会、市民、議会の皆さんにお詫びしますとの発言があった。その後の聞き取りで明らかになった事項のうち主なものは以下のとおり。

- ① 公会堂の積立金は、本来、会計が保管すべきであるが、平成31

年4月時点では、通帳ができておらず会計としては現金を保管したくないという雰囲気であったため、現金を会計が確認した後に自治会長が保管することになった。

- ② なぜ現金で保管していたのか。通帳口座で保管しなかったのかについては、通帳を新規作成するために総会資料や議事録等の添付資料を金融機関に求められたため、作成に時間が掛かりズルズルと時間が過ぎていき、通帳ができた後は、今まで現金で保管したものを班ごとに入金処理をする等の煩雑な作業を考えると気疲れし、そのまま現金にて保管した。
- ③ 現金をどこでどのように保管していたのかについては、A4サイズの透明な箱を使用し班ごとに封筒があり、その中に個別の封筒のまま透明な袋に入れ、それを木箱にて家の一室に保管していた。
- ④ 自宅に保管していた自治会のお金を借用したことはないのかに対しては、ないとのこと。
- ⑤ 令和2年度における小規模土木工事について、支出内容と金額が一致していないのはなぜかについては、工事は実施したが、会計監査時点で領収書を添付しておらず、後日提出することになっていたが、失念していた。令和4年6月26日に文書で指摘され、工事施工業者に領収書を再発行してもらい、令和4年6月29日に提出した。

申立書及び上記の聞き取りにより、ずさんな会計処理をしていたこと、その問題については、自治会内で解決済みであること、保管していた自治会の金銭については、流用していないことが明らかとなった。

【第4回審査会】

令和4年10月27日（木）、全委員出席のもと第4回審査会を開催した。申立書の審査の結果、本調査請求書に添付された資料のうち、承諾を得ていない資料は、審査会において使用しないことを決定したため、本調査請求の適否について、再度、審査した。

委員の意見のうち、主なものは以下のとおり。

- ① 自治会内だけの問題ではなく、市議会議員という公職にある者が疑惑を持たれているので、疑惑を解明していくべきだ。
- ② 自治会長として、ずさんな会計処理をした結果、調査請求書が出された。市民に疑念を持たれる行為については猛省し、説明責任を果たしていただきたい。
- ③ 自治会内で問題は解決しているので、本調査請求の対象となった事由である「不適切な会計処理疑惑」がなくなったと考えられるため、本調査請求は調査請求として成立しない。
- ④ 条例の目的は、政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員がその権限や地位を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることを防止することである。一般的な倫理と政治倫理は、明確に区別すべきものであることから、そもそも条例に基づく調査請求には適さない。

委員の意見がまとまらなかったため、本調査請求の適否について、適とすることの賛否を諮ったところ、賛成少数で否決されたので、本調査請求は、条例に基づく調査請求として適さないことに決定した。

【第5回審査会】

令和4年11月24日（木）、全委員出席のもと第5回審査会を開催し、調査結果報告書及び附帯意見を決定した。

審査結果報告書は、同日、議長に提出する。

附 帯 意 見

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会は、森山喜久議員に係る審査結果報告書を議長に提出するに当たり、次のとおり意見を付する。

記

政治倫理とは、単なる道徳ではなく、政治に携わる者が持つべき職業倫理であり、政治を行うに当たっての行動規範となるものである。

現在の本市議会議員政治倫理条例第3条第1号は、第2号から第6号までの具体的な基準と比較し、政治倫理以外にも包括的に適用されると誤解される基準となっている。

政治倫理条例の目的が、政治の不正や腐敗を防止するものであり、議員がその権限や地位を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることを防止するものであることに鑑み、今後、第3条を含め条例の改正が必要と考える。

令和4年11月24日

議長 高 松 秀 樹 様

政治倫理審査会長 伊 場 勇